

高座清掃施設組合議会会議録

平成28年第1回定例会

平成28年3月30日

高座清掃施設組合議会第1回定例会会議録

平成28年3月30日（水）午後2時25分、高座清掃施設組合議会第1回定例会を海老名市役所議事堂に招集した。

1 出席議員 15名

伊田雅彦君	加藤陽子君
安藤多恵子君	小野たづ子君
上田博之君	森下賢人君
内山恵子君	倉橋正美君
橘川佳彦君	福地茂君
青柳慎君	佐々木弘君
佐藤弥斗君	志野誠也君
沖永明久君	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

- 日程3 議案第1号 高座清掃施設組合行政不服審査会条例の制定について
- 日程4 議案第2号 高座清掃施設組合情報公開条例及び高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部改正について
- 日程5 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程6 議案第4号 高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程7 議案第5号 高座清掃施設組合一般職の職員の旅費に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程8 議案第6号 高座清掃施設組合一般職の職員の分限に関する条例の一部改正について

日程9 議案第7号 高座清掃施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

日程10 議案第8号 高座清掃施設組合施設整備検討委員会等に関する条例の廃止について

日程11 議案第9号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）

日程12 議案第10号 平成28年度高座清掃施設組合一般会計予算

4 説明のため出席した者 11名

組 合 長	内 野 優	専 任 参 事	芳 賀 順 一
副 組 合 長	笠 間 城治郎	参事兼建設推進室長	小野沢 直 仁
副 組 合 長	遠 藤 三紀夫	施 設 課 長	守 屋 昌 治
会 計 管 理 者	木 村 洋	総務課長補佐	鈴 木 茂
事 務 局 長	清 水 孝 之	総務課建設推進室主幹	吉 川 浩
次長兼総務課長事務取扱	志 村 裕 之		

5 出席した事務局職員 3名

総務課総務係長	二 見 宏 二	総務課技術員	菊 地 康 之
総務課主査	亀 岡 幸 治		

6 速記員出席者 1名

株式会社 澤速記事務所
速 記 士 今 泉 康 章

7 会議の状況 (午後2時24分 開会)

◎議長（伊田雅彦君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成28年第1回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

それでは、本定例会開会に当たり、組合長より招集の挨拶をお願いいたします。組合長。

[組合長（内野 優）登壇]

◎組合長（内野 優君） 平成28年3月定例会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、各市の定例会終了後の年度末の大変お忙しい中、平成28年第1回定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

現在、新ごみ処理施設の建設につきましては地盤整備の工事を進めておりますが、今後建物の建設も本格化になります。地元の皆様にはご不便をおかけしますが、安全には十分な配慮をして工事を進め、皆様の期待にお応えできる施設づくりをしてまいります。議員の皆様におかれましてもご理解をお願いするとともに、施設更新に当たっての活発なご意見をいただきたいと考えております。

本日ご提案申し上げます案件は、条例関係が8件、平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算を上程しております。よろしくごお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

[組合長（内野 優）降壇]

◎議長（伊田雅彦君） 組合長の挨拶が終わりましたので、これより会議を開きます。

なお、例月出納検査の結果報告についてはお手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、議長において、橘川佳彦議員、福地茂議員を指名いたします。

次に、組合長より、本定例会に上程される議案の一括説明を求めます。組合

長。

〔組合長（内野 優）登壇〕

◎組合長（内野 優君） それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、日程第3 議案第1号 高座清掃施設組合行政不服審査会条例の制定についてでございます。本条例につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、新たに設置する高座清掃施設組合行政不服審査会の組織及び運営に関する事項を定めたいためのものです。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

次に、日程第4 議案第2号 高座清掃施設組合情報公開条例及び高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、改正後の行政不服審査法の規定により、現行の審査会制度を維持するための審理員による審理の適用を除外する規定の追加、その他同法改正等に伴う所要の改正を行うためのものです。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

次に、日程第5 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行うため及び地方公務員法の一部改正に伴い、等級別基準職務表を定めたいためのものです。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

次に、日程第6 議案第4号 高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、地方公務員法及び学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うためのものです。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

次に、日程第7 議案第5号 高座清掃施設組合一般職の職員の旅費に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うためのものです。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

次に、日程第8 議案第6号 高座清掃施設組合一般職の職員の分限に関する条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、地方公務員法の

一部改正に伴い、同法において人事評価制度が導入されることにより、所要の改正を行うためのものがございます。詳細につきましては、次長から説明いたします。

次に、日程第9 議案第7号 高座清掃施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況に関し報告をしなければならない事項の改正を行うためのものです。詳細につきましては、次長から説明いたします。

次に、日程第10 議案第8号 高座清掃施設組合施設整備検討委員会等に関する条例の廃止についてでございます。本条例につきましては、本組合新ごみ処理施設整備・運営事業の事業者選定が終了したことに伴い、高座清掃施設組合施設整備検討委員会等を廃止したいためのものがございます。詳細につきましては、次長から説明いたします。

次に、日程第11 議案第9号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。平成27年度補正予算（第3号）につきましては、周辺環境整備事業についての繰越明許費及び公園整備事業等についての債務負担行為補正、地方債補正についてでございます。議案の詳細につきましては、次長から説明いたします。

次に、日程第12 議案第10号 平成28年度高座清掃施設組合一般会計予算についてでございます。予算につきましては基本的な考え方を述べさせていただきます。平成28年度当初予算につきましては、1に施設更新の着実な実施、2に既存施設の適正な維持管理、3に周辺環境整備の計画的な整備の3つを主なものとして予算編成を行いました。新ごみ処理施設の整備につきましては、設計・建設工事の2年目を迎え、本格的に施設を建設するため前年度に引き続き地盤改良工事を行うほか、擁壁躯体工事や建築物の基礎工事など着実に事業を推進してまいります。また、周辺環境整備につきましては、公園予定地全域の地形などの現況把握のための測量、第1期整備予定地の用地測量及び用地買収など計画的に取り組んでまいります。一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億587万円とするもので、前年度比2.2%、1,493万9,000円の増額となります。議案の詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

以上でございます。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎議長（伊田雅彦君）組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

次に、日程第3 議案第1号 高座清掃施設組合行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（清水孝之君）それでは、議案第1号 高座清掃施設組合行政不服審査会条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

5ページでございます。本案は、行政不服審査法の改正に伴い行政不服審査会の組織及び運営に関する事項を定めるものでございます。行政不服審査法の改正に伴い、新たに設置される審理員が行った妥当性につきまして、第三者の立場からチェックをし、審査請求に係る採決の客観性・公平性を高めるべく設置するものでございます。

第1条は、趣旨規定でございます。第2条は、委員の人数、構成、任期及び守秘義務についての規定でございます。委員会委員は5人以内とし、法律または行政に関しすぐれた識見を有する者のうちから組合長が委嘱することとしております。委員の任期は2年とし、再任を認めることとするものでございます。第3条は、会長及び副会長の選任など、第4条は、専門事項を調査させるため、学識経験のある者を専門委員として置くことができる旨の規定でございます。

6ページをお開きいただきたいと思っております。第5条は、会議についての規定、第6条は、意見の聴取について委員以外の者に会議に出席を求め、意見・説明を聞くことができる旨を規定してございます。第7条は、事務局を置く規定でございます。第8条から第11条までは、審理手続に関し、審査会の調査権限、意見陳述、審査関係人の主張書面の提出など必要な調査権限を行使できる旨を定めたものでございます。第12条は、審査関係人が審査会に提出された主張書面等の閲覧やそれらの写し等の交付を求めることができる規定でございます。なお、第4項におきまして書面の交付を求める際の手数料につきましては、高座清掃施設組合

情報公開条例施行規則を準用するものでございます。第13条は、答申書の送付等について、第14条は、委任についての規定でございます。

ページをおめくりいただき、最後に第15条でございますが、審査会の委員は非常勤の特別職となりますが、第2条の守秘義務に違反した場合は、罰則に処せられる旨を規定したものでございます。罰則規定は、横浜地方検察庁と協議を行い、情報公開審査会における守秘義務の罰則規定と同様に、違反した者は1年以内の懲役または50万円以下の罰金に処する旨を規定し、条例の実効性を確保してございます。附則でございますが、この条例の施行日を平成28年4月1日とし、公布の日から準備行為が行われること。また、附則第3項において「高座清掃施設組合議会議員の議員報酬及び非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例」の一部改正を行い、専門委員を含む委員の報酬額を日額8,700円といたしたいものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君）説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。上田博之議員。

◎（上田博之君）ただいまの行政不服審査会条例について2点ばかり確認させていただきたいと思います。

第2条で審査会の委員は5人以内というふうにされておりますけれども、この以内というところを確認しておきたいんですけれども、審査会を公平に行う、また公正に行うためには5人の人数が最低でも必要かと思いますが、この以内というところで、それが3人になってしまうとか2人になってしまうとかということがあるのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

それから、第4条において専門委員を置くことができるとありますけれども、ここでいう専門委員は、具体的にどういうときに想定されるのか、幾つかの例示をいただきたいのと、どういう専門性が必要とされることがあるのかということをおわせてご回答いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（伊田雅彦君）事務局長。

◎事務局長（清水孝之君）まず初めに、私どもは委員の定数が5人以内というところで決めておりますが、実際は、初めは5人の委員を想定して考えておりま

す。

次に、こういった職務の専門委員を考えているかということでございますが、専門委員については私どもでいきますと、なかなかちょっと難しい部分で言いますが、環境部分で言えば環境に関連した部分の審議団体等に相談しながら、そういった方を考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君）上田博之議員。

◎（上田博之君）5人以内ということになっているけれども、実際の運用上は5人でいくということで、これは5人を基本的に守っていくという立場で捉えていてよいのかどうかの再確認だけさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。

◎議長（伊田雅彦君）事務局長。

◎事務局長（清水孝之君）5人で考えております。

◎議長（伊田雅彦君）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（伊田雅彦君）挙手全員であります。よって議案第1号 高座清掃施設組合行政不服審査会条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第4 議案第2号 高座清掃施設組合情報公開条例及び高座清掃施

設組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） それでは、議案第2号 高座清掃施設組合情報公開条例及び高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の10、11ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

10ページでございます。行政不服審査法の改正によりまして、行政処分に対する審査請求への採決については、審理員による審理や行政不服審査会による諮問答申を含めた新たな手続となります。しかしながら、改正後の行政不服審査法の第9条第1項ただし書きにおいては、条例に基づく処分について、条例に特別な定めがある場合はこの限りでないと規定されております。本案は、高座清掃施設組合情報公開審査会及び個人情報保護審査会においてこれまでも情報の開示や不開示の決定に対する異議申し立てについて審議を行ってきていることから、審議の内容や専門性を考慮し、従来どおり両審査会において審議を継続するほうが情報公開や個人情報保護の制度を円滑に運営できると判断したため、条例に行政不服審査法の適用を除外する旨を設けるほか、文言修正等所要の改正を行うものでございます。

11ページの第1条でございますが、高座清掃施設組合情報公開条例の一部改正についてでございます。議案書の17ページをお開きいただきたいと思っております。新旧対照表のほうでご説明をさせていただきます。初めに目次中、第3章の章名を「不服申立て等」から「審査請求等」に改め、第5章雑則を第5章雑則、第6章罰則に改めるものでございます。

次に、情報公開条例第17条の見出しを、（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）に改め、公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、改正後の行政不服審査法の規定を適用しない旨を規定するものでございます。

また、第18条の見出しを（審査会への諮問）に改め、第1項におきまして、公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、高座清掃施設組合情報公開審査会に諮問しなければならない旨を、同条第2項におきまし

て、諮問する際は、改正後の行政不服審査法に規定する弁明書を添える旨を規定するものでございます。

さらに、旧条第1項を新条の第3項とし、文言修正等所要の改正を行うものでございます。

19ページでございます。第22条の改正は、審査会への提出書類の閲覧に関する規定を設けるものでございます。

このほか、全体にわたりまして「不服申立て」を「審査請求」に改めるなど所要の文言整理を行ってございます。

続きまして議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。10行目あたりでございますが、第2条は（高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部改正）でございます。こちら23ページから新旧対照表を添付させていただいております。改正の骨子は、高座清掃施設組合情報公開条例と同様でございますので、説明のほうは省かせていただければと思います。

15ページをお開きいただければと思います。附則でございますが、両条例の施行日を平成28年4月1日とし、施行前に行われた処分等に関する経過措置を定めたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君）説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長(伊田雅彦君) 挙手全員であります。よって議案第2号 高座清掃施設組合情報公開条例及び高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部改正については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第5 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長(清水孝之君) それでは、議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の28、29ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長より申し上げましたとおりでございます。

31ページをお開きいただきたいと思っております。新旧対照表でご説明をいたします。

第1条でございますが、本案は、地方公務員法の一部改正に伴いまして同法第24条第2項が削除され、第3項以降の項番号が繰り上がったことによりまして、本条例第1条中で引用している条項番号を第24条第6項から第24条第5項に改めるものでございます。

次に、第6条の見出し及び別表第2につきまして、給料表に定める職務の級に分類する基準となるべき標準的な職務の内容を「等級別基準職務表」と定めまして、見出しの「給料表」の次に追加をし、33ページをお開きいただきたいと思っておりますが、別表第2に掲載しておりました「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に改めるものでございます。

次に、行政不服審査法の改正に伴い、32ページになりますが、本条例の第21条の3第2項中「行政不服審査法第14条(審査請求)又は第45条(異議申立)」を「行政不服審査法第18条(審査請求)」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を平成28年4月1日といたしたいものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜

りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君）説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（伊田雅彦君）挙手全員であります。よって議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第6 議案第4号 高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（清水孝之君）続きまして、議案第4号 高座清掃施設組合一般職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書の34ページをお開きいただきたいと思います。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

37ページをお開きいただければと思います。新旧対照表でご説明をいたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の平成28年4月1日施行によりまして、地方公務員法第24条第2項の削除に伴い条項ずれが発生したため、条文中の「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものでございます。

あわせて学校教育法の一部を改正する法律の平成28年、今年の4月1日施行により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されることによりまして改正するものでございます。

本条例第1条中の「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、第8条の3第1項第2号中の「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」の文言を追加するものでございます。

35ページをお開きいただければと思います。附則でございますが、この条例の施行日を平成28年4月1日といたしたいものでございます。また、経過措置といたしまして、施行日以後の日で同条例第8条の3第1項の規定による請求を行おうとする職員については、条例の公布日以降から請求ができるとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君）説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（伊田雅彦君）挙手全員であります。よって議案第4号 高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については原案の

とおりの可決することに決しました。

次に、日程第7 議案第5号 高座清掃施設組合一般職の職員の旅費に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） 議案第5号 高座清掃施設組合一般職の職員の旅費に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書の40、41ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

41ページでございます。本案は、地方公務員法の一部改正に伴いまして同法第24条第2項が削除され、第3項以降の項番号が繰り上がったことによりまして、以下の条例の第1条中で引用してございます条項番号を「第24条第6項」から「第24条第5項」に改めたいものでございます。

43ページをお開きいただければと思います。新旧対照表でご説明させていただきます。改正条例の第1条は、高座清掃施設組合一般職の職員の旅費に関する条例において、第1条中の「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものでございます。

45ページをお開きいただきますと、第2条でございますが、高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例におきまして、第1条中の「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を平成28年4月1日といたしたいものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(伊田雅彦君) ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(伊田雅彦君) 次に、賛成意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(伊田雅彦君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長(伊田雅彦君) 挙手全員であります。よって日程第7 議案第5号 高座清掃施設組合一般職の職員の旅費に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8 議案第6号 高座清掃施設組合一般職の職員の分限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

次長の説明を求めます。次長。

◎次長兼総務課長事務取扱(志村裕之君) それでは、議案第6号 高座清掃施設組合一般職の職員の分限に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書の46ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

47ページの改正内容でございますが、第4条第1項及び第4項におきまして、職員を降任又は免職する場合の基準であります「勤務成績の評定」を「人事評価」に改めるものでございます。

附則でございますが、施行日を平成28年4月1日といたしたいものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長(伊田雅彦君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。志野誠也議員。

◎（志野誠也君） 1点だけ確認をさせていただきたいと思います。今回**上位法**の改正で人事評価をするということになりますけれども、この人事評価制度、組合の中でこれまで取り組まれていた状況等がございましたらお知らせいただければと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 次長。

◎次長兼総務課長事務取扱（志村裕之君） それでは、人事評価制度のこれまでの取り組み状況についてご説明いたします。施設組合では、平成23年9月に高座清掃施設組合職員の人事考課に関する規程を設け、全職員を対象に、試行的ですけれども、人事評価は実施してございます。ただし、人事評価につきましては現在試行的段階ということもあり、昇給あるいは昇格等といったものには反映はしてございません。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 志野誠也議員。

◎（志野誠也君） ありがとうございます。なかなか外から見ていたときに、業務内容として自由裁量というものが、範囲が余りないような印象を受けてもおります。なかなか難しいところかと思えますけれども、ぜひそのあたりも工夫しながら取り組んでいただければなと思います。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（伊田雅彦君） 挙手多数であります。よって日程第8 議案第6号 高座清掃施設組合一般職の職員の分限に関する条例の一部改正については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9 議案第7号 高座清掃施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

次長の説明を求めます。次長。

◎次長兼総務課長事務取扱（志村裕之君） それでは、議案第7号 高座清掃施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書の50ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

51ページの改正内容でございますが、第3条で規定しております人事行政の運営等の状況の公表に関し、任命権者が報告しなければならない事項につきまして、改正前の「勤務成績の評定」を削りまして、「職員の退職管理の状況」、「職員の休業に関する状況」及び「職員の人事評価の状況」を加えるものでございます。

附則でございますが、施行日を平成28年4月1日といたしたいものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（伊田雅彦君）挙手多数であります。よって日程第9 議案第7号 高座清掃施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10 議案第8号 高座清掃施設組合施設整備検討委員会等に関する条例の廃止についてを議題といたします。

次長の説明を求めます。次長。

◎次長兼総務課長事務取扱（志村裕之君）それでは、議案第8号 高座清掃施設組合施設整備検討委員会等に関する条例の廃止についてご説明申し上げます。議案書の56ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

本条例でございますけれども、新ごみ処理施設の整備に係る諸事項について調査研究し、検討するため設置する委員会について定めたものでございますが、平成27年度におきまして新ごみ処理施設の整備・運営事業の契約締結が完了し、建設工事に着手したことから、本条例を廃止いたしたいものでございます。

附則でございますが、施行日を公布の日といたしたいものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君）説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君）この検討委員会の設置目的からすると、今説明でもありましたが、事業者選定を行うということが目的でありますから、既に契約が整ったところで廃止をするということについては理解をできるものであります。この際ですからあわせてお伺いをしていきたいのですが、ただし、これだけの施設の建設が今後進んでいくことになるわけですから、こういった工事などのいわゆる進捗状況にあわせて、計画の進行管理を、この委員会はたしか地元の皆様方も含めて官民一体となって、こういった事業者選定を行ってきたと思うんですけれども、

そういった地元の皆さんや、できれば三市の公募市民等も含めて、これだけの大きな事業でありますので、工事の進捗、進行管理を行っていくような組織が必要かなというふうに思うのですけれども、そこら辺のところの見解を伺っておきたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君）事務局長。

◎事務局長（清水孝之君）ただいまのご質問で、きちんと工事の施工監理等、進行管理を地元の方も含めた形でやっていったらどうか、また、委員会を立ち上げたかどうかというご質問かと思いますが、それにつきましては、今後検討させていただくということでご回答したいと思います。

◎議長（伊田雅彦君）沖永明久議員。

◎（沖永明久君）ありがとうございます。ぜひ検討をしてみたいかかなというふうに思います。その他の、この構成三市の中でもいろいろなマスタープランとか基本計画をいろいろな分野で遂行するに当たっても、それを進行管理していくという手法は、市民協働でとられているところも多いかと思うので、ぜひこの三市で構成する一部事務組合におきましても、できればそういった点をやっていたら、より多くの方々にご理解をいただけるような施設にしていきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（伊田雅彦君）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（伊田雅彦君） 挙手全員であります。よって日程第10 議案第8号 高座清掃施設組合施設整備検討委員会等に関する条例の廃止については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11 議案第9号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

次長の説明を求めます。次長。

◎次長兼総務課長事務取扱（志村裕之君） それでは、議案第9号 平成27度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の2ページをお開きいただきたいと存じます。第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございますが、各款項の補正額とその内容につきまして説明させていただきます。

1款分担金及び負担金1項分担金789万3,000円の減は、周辺環境整備費分担金の減額でございます。内訳としましては、構成三市とも同額の263万1,000円の減額でございます。

次の3款国庫支出金1項国庫補助金8,716万8,000円の減は、補助対象の周辺環境整備事業費の減額に伴う厚木飛行場周辺公園施設設置補助金の減額でございます。

次の7款組合債1項組合債7,740万円の減は、周辺環境整備事業債の減額でございます。

歳入合計は1億7,246万1,000円の減でございます。

3ページをごらんいただきたいと存じます。歳出でございますが、歳入と同様、各款項の補正額とその内容につきまして説明させていただきます。

5款土木費1項都市計画費1億6,420万7,000円の減は、用地交渉等に不測の時間を要したことなどにより周辺環境整備事業の年度内の完了が見込めないため、設計業務などの委託料、用地代の公有財産購入費及び補償金を減額するものでございます。

次の7款公債費1項公債費825万4,000円の減は、周辺環境整備事業の起債を次年度以後に見送ったため減額するものでございます。

歳出合計は1億7,246万1,000円の減でございます。

4 ページをお開きいただきたいと存じます。第2表 繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用できる経費を定めたいものでございます。

5款土木費1項都市計画費の周辺環境整備事業は、用地交渉等に不測の時間を要したことなどにより、年度内完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。

翌年度繰越額は1,865万3,000円でございます。

次の第3表 債務負担行為補正の変更でございます。分析業務につきましては、1検体当たりの単価が上昇したため、平成28年度の限度額を26万6,000円から37万5,000円に変更するものでございます。

次に、廃止でございます。(仮称)本郷公園整備事業につきましては、用地交渉等に不測の時間を要したことなどにより、設計業務等を用地取得の進捗状況を見た上で実施するため、限度額2,358万7,000円を廃止とするものでございます。

続きまして5ページでございます。第4表 地方債補正の廃止でございます。(仮称)本郷公園整備事業の起債につきましては、事業の進捗状況により次年度以後に起債を見送ったため、限度額7,740万円を廃止とするものでございます。

この次の7ページから15ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書、17ページは分担金の分賦内容等となっておりますので、後ほどご高覧いただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長(伊田雅彦君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。上田博之議員。

◎(上田博之君) 土木費の公園費、歳出のところでお伺いしたいと思います。今回、不測の事態ということですか、用地買収などが予定どおりでないということで補正を組まれているわけですが、この(仮称)本郷公園のことについて、ちょっと全体像も含めてお伺いしておきたいと思うのですが、今回この補正で廃止をしたことも含めて、その場所の面積が公園用地の何%ぐらいに当たるのかと、この公園自体の完成年度の予定と供用開始の予定と、総予算などについても見込みがどうなっているのか確認させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（伊田雅彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） まず、この事業用地につきましては、用田橋際から高座に向かう道がございまして、2152号線なのですが、第1期はその北側、第2期は南側となります。北側のうち2152号線の北側の真ん中あたりに水路がございまして、そのうち右側の部分に9筆ございます。平成27年度の事業としてはそのうち6筆、約3,100平米でございます。全体としては3.6ヘクタールあり、うち約3,100平米なので、8.5%程度の土地でございます。

全体事業費につきましては約27億円を予定してございます。これは建物補償算定から用地代、測量代、全て含めて、現在は27億円という予定でございます。

事業完成予定につきましては平成35年度としていまして、全体としては平成36年度供用開始予定と考えております。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 上田博之議員。

◎（上田博之君） 地元協議の中で非常に大切な施設として建設が進められているものと理解しておりますので、いろいろな困難があるかと思いますが、予定どおり供用できるように進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

◎議長（伊田雅彦君） ほかに質疑はございませんか。志野誠也議員。

◎（志野誠也君） 私からも1点だけ確認させていただきたいのですが、今回、用地交渉に不測の時間を要しということでありますけれども、もう少し具体的な、詳細な理由を教えていただければと思います。もともと地元の方々との調整が済んでいて、地元要望で公園がというイメージを持っていたので、そうすると、なぜ用地交渉にというところがちょっと疑問に思っておりますので、そのあたりを含めてお聞きできればと思います。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。まず初めに、周辺環境整備につきましては、かねてから用田橋際の入り口のところにお住まいの2軒がございまして、まずそちらの対応を先にお願したいという地元要望がございまして、その中で組合長も含めまして移転の場所とかをやっていたわけでございますが、現在2軒のうちの1軒につきましては、昨年末でご契約、次に移られる場所のご契約が済みまして、ここで登記も完了しましたが、

もう1軒の部分がなかなかお住まいの土地が見つからないという状況でございます。その中で、そちらを置いてほかの部分、隣の公園用地を先に進めるということがなかなか難しいもので、地元のご了解はいただいておりますが、その2軒のお宅の移転をまず先に進めたいという部分で、ちょっとおくらしている次第でございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君）志野誠也議員。

◎（志野誠也君）わかりました。やはり場所が場所ということでもありますので、今後もぜひとも地元の方々のそういった声に積極的に耳を傾けて取り組んでいただければと思います。ありがとうございます。以上です。

◎議長（伊田雅彦君）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（伊田雅彦君）挙手全員であります。よって日程第11 議案第9号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12 議案第10号 平成28年度高座清掃施設組合一般会計予算を議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） 議案第10号 平成28年度高座清掃施設組合一般会

計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の3ページをごらんいただきたいと存じます。第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億587万円と定めるものでございます。

第2項でございますが、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、継続費でございますが、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」によるものでございます。

第3条、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」によるものでございます。

第4条、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」によるものでございます。

第5条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を2億円と定めるものでございます。

4ページでございますが、第1表 歳入歳出予算、1. 歳入でございます。1 款分担金及び負担金は対前年度比6.5%減の25億244万3,000円、2 款使用料及び手数料は対前年度比14.4%減の3億9,049万1,000円、3 款国庫支出金は対前年度比42%減の5億1,361万2,000円、4 款県支出金は対前年度比103.4%増の1億3,870万1,000円、5 款繰越金は対前年度比48.6%減の1億8,000万円、6 款諸収入は対前年度比11.8%減の82万3,000円、7 款組合債は対前年度比96.8%増の16億7,980万円でございます。歳入合計でございますが、対前年度比2.2%増の54億587万円でございます。

次に5ページ、2. 歳出でございます。1 款議会費は対前年度比4.1%増の125万8,000円、2 款総務費は対前年度比5.4%増の3億9,698万7,000円、3 款民生費は対前年度比15.5%増の2,465万8,000円、4 款衛生費は対前年度比0.2%増の44億4,122万4,000円でございます。5 款土木費は対前年度比101.9%増の3億6,965万7,000円、6 款教育費は対前年度比4.6%減の1億2,060万円、7 款公債費は対前年度比70.0%減の4,148万6,000円、8 款予備費は前年度と同額の1,000万円と

なっております。歳出合計は対前年度比2.2%増の54億587万円でございます。

6ページをごらんください。第2表 継続費でございますが、一般廃棄物処理基本計画策定業務の総額は1,000万円、年割額ですが、平成28年度が550万円、平成29年度が450万円でございます。第3表 債務負担行為でございますが、工業薬品購入の期間が平成29年度、限度額は652万6,000円、燃料購入の期間は平成29年度で、限度額は202万4,000円、分析業務の期間が平成29年度、限度額が47万6,000円、機器校正業務の期間は平成29年度で、限度額が14万3,000円となっております。

7ページに移りまして、第4表 地方債でございます。ごみ処理施設建設事業の限度額が14億8,010万円、(仮称)本郷公園整備事業の限度額が1億9,970万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。限度額の合計は16億7,980万円でございます。

次に、9ページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、歳入でございますので省略をさせていただきます。10、11ページをごらんください。歳出でございます。歳出合計の財源内訳で説明をさせていただきます。特定財源でございますが、国庫支出金が5億1,361万2,000円、県支出金が1億3,870万1,000円、地方債が16億7,980万円、その他特財が3億9,104万4,000円、一般財源は26億8,271万3,000円でございます。

14、15ページをごらんください。歳入でございます。1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金1節の運営費分担金でございます。21億2,078万3,000円でございます。内訳でございますが、綾瀬市が構成比28.6%の6億531万5,000円、海老名市が構成比34.6%の7億3,450万3,000円、座間市が構成比36.8%の7億8,096万5,000円でございます。2節建設費分担金は3億2,731万4,000円で、内訳が、綾瀬市が構成比29.1%の9,516万7,000円、海老名市が構成比35.6%の1億1,646万1,000円、座間市が構成比35.3%の1億1,568万6,000円でございます。3節の人件費分担金は、施設整備計画等に伴いまして構成市から1名ずつ派遣される職員の人件費でございます。各市派遣職員の人件費相当額に応じて、綾瀬市が1,000万円、海老名市1,400万円、座間市1,000万円の3,400万円でございます。4節周辺環境整備費分担金でございますが、都市公園整備、こちらのほうで2,034万6,000円となり、各市678万2,000円でございます。

2款使用料及び手数料1項使用料の1目総務使用料でございますが、電気自動検針通信端末装置の電気使用料6,000円でございます。2目の民生使用料でございますが、こちらは本郷老人福祉センターの自動販売機設置によります行政財産使用料でございます。3目の教育使用料につきましては、高座清掃施設組合屋内温水プールの自動販売機等の設置によります行政財産使用料48万1,000円でございます。1項の使用料の合計が49万1,000円でございます。

2項の手数料1目衛生手数料でございますが、3億9,000万円は事業系一般廃棄物処理手数料でございます。

16、17ページをごらんください。3款国庫支出金1項国庫補助金1目の衛生費国庫補助金でございます。7,473万9,000円は、ごみ処理施設建設事業に伴います建設工事費及び施工監理費に係る補助金でございます。2目土木費国庫補助金でございます。1億2,857万円は、周辺環境整備事業に伴います用地購入等に係る補助金でございます。3目の交付金3億1,030万3,000円でございますが、ごみ処理施設建設事業に伴います建設費等に係る交付金でございます。

4款県支出金1項県補助金1目衛生費県補助金1億3,870万1,000円は、ごみ処理施設建設事業に係る県補助金でございます。

5款の繰越金でございますが、1億8,000万円は純繰越金でございます。

18、19ページをお開きください。6款諸収入1項組合預金利子1目組合預金利子15万5,000円は運用に伴う預金利子でございます。2項の雑入1目雑入66万8,000円は、廃品売上代等でございます。

7款の組合債でございます。1目衛生債でございますが、14億8,010万円は、ごみ処理施設建設工事に伴う起債でございます。2目土木債1億9,970万円は（仮称）本郷公園整備事業に伴います起債でございます。

次に、3.の歳出でございます。22、23ページをお開きください。1款議会費1項議会費1目組合議会費125万8,000円は、組合議会議員の報酬、議会開催時の速記事務、視察経費等でございます。

24、25ページをお開きいただきますと、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費3億5,118万4,000円は、特別職と一般職など総務課職員等の人件費関係の経費、臨時職員の賃金、最終処分場等の借地料、26、27ページに移りまして、固定資産税相当額等に係ります海老名市を初めとする三市への交付金が主なものでござ

ざいます。2目財政管理費4,019万1,000円でございますが、事務用消耗品、事務棟の清掃、警備業務、また電算機借料が主なものでございます。3目の企画費550万円は、一般廃棄物処理基本計画策定に係る委託料が主なものでございます。

28、29ページをお開きください。2項監査委員費1目監査委員費11万2,000円は、監査委員への報酬が主なものでございます。

30、31ページでございますが、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉施設費でございます。2,465万8,000円は本郷老人福祉センター運営に係ります経費で、施設管理料が主なものでございます。

32、33ページをお開きください。4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費でございます。6億6,616万8,000円は、施設課職員等の人件費関係の経費並びに作業用被服等の消耗品費及び電気、水道料などの光熱水費、電気保安業務などの委託料、下水道使用料が主なものでございます。2目塵芥処理費でございます。14億4,273万5,000円は、ごみ処理業務に使用する公害防止薬品の購入費、施設の維持管理に係ります施設修繕費などの需用費、34、35ページ移りまして、焼却灰等熔融処理に伴います一般廃棄物処理、廃乾電池等の処理に伴う処理困難物処分費、焼却灰等運搬積替業務等の委託料が主なものとなっております。3目のし尿処理費でございます。2,964万3,000円は、し尿処理施設に係る経費で、し尿処理業務に使用する薬品、施設の維持管理に係る施設修繕費などの需用費、また、施設点検、分析等の委託料が主なものとなっております。4目のごみ処理施設建設費でございます。23億267万8,000円は、新ごみ処理施設の建設工事費、またそれに伴います施工監理業務費が主なものとなっております。

36、37ページでございます。5款の土木費1項都市計画費1目公園費でございます。3億6,965万7,000円でございます。組合周辺環境整備に伴いまして公園用地として購入するための用地代及び建物補償費、不動産鑑定料、登記費用等の委託料、また購入用地の整備工事費等を計上してございます。

38、39ページでございますが、6款教育費1項保健体育費1目体育施設費でございます。1億2,060万円は屋内温水プール運営に係る経費でございます。空調設備、給排水設備等の施設修繕費並びに指定管理料が主なものでございます。

40、41ページでございますが、7款の公債費でございます。1目元金3,678万

2,000円は、平成21年度、150 t 炉、200 t 炉の散気管改修工事などの既存施設の大規模改修に伴います借り入れの償還1件と、新し尿処理施設の更新に伴いまして借り入れました償還3件分、それに周辺環境整備事業に伴う借り入れ分1件、計5件分の償還元金でございます。2目利子470万4,000円でございますが、元金に係る利子の償還が主なものとなっております。

42、43ページでございますが、8款予備費でございます。1,000万円は前年度と同額でございます。

44ページから49ページまでが給与費明細書、50、51ページが継続費についての調書、52、53ページが債務負担行為に関する調書、54、55ページが地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。59ページ以降は分担金の分賦内容と運営費、建設費及び周辺環境整備費に係ります分担金明細書を記載してございます。

また、別冊としまして当初予算説明資料等を添付させていただいておりますので、あわせてご高覧いただきたいと存じます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君）説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。上田博之議員。

◎（上田博之君）それでは、平成28年度の予算書について、大きく言って2点お伺いしたいと思います。

まず1点目は簡単なことですが、予算書の6ページにあります債務負担行為の分析業務のところですけども、次年度、新予算では限度額が47万6,000円ということになっております。これは先ほどの補正予算でもともと26万6,000円だったものを37万5,000円に上げたものなんですね。これは人件費といいますか、単価が上昇したためというような説明を過去に受けたような気がしますけれども、昨年、1年前は26万6,000円を見ていたものが、この1年間の中で37万5,000円ということで、1.5倍まで行かないけれども、上がっていたものが、今回、今から比べれば去年の2倍近い価格になっているという点で、単価の上昇だけでは説明つかないのではないかと思います。その辺のご見解を確認させていただきたいということが1点です。

それからもう1点は、こうした一般会計の予算を私たちは審議させていただく

のですけれども、年度ごとの輪切りでは判断できないものもあります。特にそういったものの中では、組合債などの償還がどのように行われるのかというようなことを長い目で見ていかなければいけない面もあるかと思いますが、今回資料で示されています予算説明資料の7ページにあります組合債の残額及び元利償還額の推移というのを見ますと、新年度の予算で借り入れるものは想定しない推移表になっております。まだここでは新たな借り入れの利率などが決まっていないためというような説明文もついておりますけれども、想定されるようなものでシミュレーション的にでも私たちに示していただかないと、健全な財政で推移できるのかどうかというような判断もしにくくなります。そういった意味でシミュレーション的な資料もぜひご提供いただきたいと思うのですけれども、そういったお考えがあるのかどうかについてということと、それから、特に新炉の建設、そして先ほどの本郷公園などの建設によって、今後莫大な組合債が発生していくかと思っておりますけれども、まず炉と公園で平成28年度では16億7,980万円の組合債が新たにということで予算を組まれているわけですが、これが平成29年、平成30年、平成31年というような中で、どのような形でこの組合債が増えていくと考えられているのかという点を確認させていただきたい。そうした中で、その返済がどのような形で行われるのかというシミュレーションを、きょうはこの場では無理だと思いますけれども、今後こうしたものを議論するに当たって、私たち議員にも必要な資料として考えていただけるのかどうか、ご回答いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） 1点目の分析業務の債務負担行為についてご説明させていただきます。1点は物価分等の金額の上昇ということでご説明させていただいておりますけれども、こちらにつきまして、この分析自体は入札で業者さんを決めているものでございますが、翌年度の契約につきましては、その業者さん等から参考的な見積もりをとりまして金額を算出しているわけですが、これに基づきますと、大体分析費が150%ぐらいになっているということで、近年ちょっと分析費が上がるような形になっているところが1点ございます。

それと、今まで、し尿処理施設については2年間の瑕疵担保期間ということで、プラントメーカーに運転を委託してございましたが、し尿処理施設で行う分

析業務は委託料の中に含まれてございました。平成28年度から直営で行うということになりまして、そちらの分析発注についても高座清掃施設組合で直接行うことになりましたので、その分の契約の金額が上乘せになっているというところでございます。以上です。

◎議長（伊田雅彦君）事務局長。

◎事務局長（清水孝之君）2点目の公債費の関係でございますが、現在、新ごみ処理施設の建設整備事業におきまして新設される工事費等については、予算額でも見込んでいますとおり、ある程度数字的なものは出ております。また、財源構成としましても、国県の補助金、交付金を使って、また起債を使って、そして一般財源、三市からの分担金を使って予算を組んでおるところでございます。事業を進めていく上では、私どもも各市の分担金にお世話になっているわけでございますので、それだけに頼るわけにはいきません。できれば国県の補助金なり起債額を十分活用して事業を進めていくということで考えております。

その中で公債費の関係でございますが、上田議員が申されますとおり、ある程度今後の公債費の残額及び元利償還金について、どういう形の推移になるのかということでございます。当然、資料としては、決算時及び当初予算時に説明資料の中で、公債費の資料はお示しさせていただいているわけでございますが、それは既に借り入れた公債費の部分の元利償還の推移でございます。

上田議員が言われますように、当然今後将来的に借り入れる起債分を見込んで将来の元利償還金の見込みをつくるということは、私どもが予算を組んで事業を実施していく上では、本当に大事なことだと思っております。これは認識しております。しかし、起債の借入利率というものは社会情勢なり金融状況によってかなり大きく変動するということもご承知おきいただければと思います。特にここ1～2年先の借入利率を予測することもなかなか難しいというような状況でございます。

ですので、なかなか不確定な数値でもって議員各位に資料を提供するということは、ちょっと難しいというのもご理解いただければと思います。

ただ、努めてそういった数字である程度見込める金額なり利率が確定できる適切な時期とかいうのが判断できれば、情報提供も、できるものがあれば、前向きに検討していきたいというふうには考えております。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君）総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木 茂君）起債の年度割の大まかな数字だけお知らせさせていただきます。今回の新ごみ処理施設の地方債の借入予定額といたしましては、予算でもご紹介いたしました、平成28年度は約15億円、平成29年度は40億円、平成30年度は57億円弱、合計おおよそ113億円を予定しております。以上です。

◎議長（伊田雅彦君）上田博之議員。

◎（上田博之君）ありがとうございました。先ほどの分析業務の件に関しましては、単価の値上がりだけでなく、今度し尿処理施設が直営になるということは存じておりますので、ご答弁でそのことがかかわっていたということがわかりましたので、納得いたしました。ありがとうございます。

もう1点の組合債の件ですけれども、既に借りることが決まっている金額が、ただいまの施設建設でも来年度で15億円、その次が40億円、その次の年度が57億円ということで、ある程度大ざっぱだとは思いますが、確定していると。公園も同じようだと思いますけれども、そうした中で、今ご答弁がありました、利率がはっきりしない中で、シミュレーションを示しがたいというようなことでしたけれども、ただ、莫大な金額ですので、利率が1%違ってそれなりな大きな違いが出てくるということは理解いたしますけれども、しかし、それをこの説明資料で示していただいているような折れ線グラフで表示したときに、その折れ線のぐあいが想定といいますか、現実から全く離れたような折れ線になるということはあり得ないと思うのですね。

ですから、既に事業として決まっていて、借りることが決まっている金額、しかもそれが年度ごとに考えられているのであれば、それを残額の中に入れて、それに対する利率も想定の中で、中には、たまには外れることもあるかもしれませんが、しかし、全体としてこういう流れになるというような山の出っ込み引っ込みというようなものも、全体像を見渡ししながら、残額が大きく減っていく時期を見計らって本郷荘の改築を進めるとか、そういったような政策的な判断もできるかと思っておりますので、利率が確定する時期になったら提供してもいいという話ではなくて、全くの想定で構いませんので、そのときの国際情勢によって大きく変動することは私たちも理解しておりますので、そうした前提の上に立ったシ

ミュレーション的な折れ線グラフというものを示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） 資料として出すに当たって、そういった余りあやふやな不確定の部分での数値を出すというのはどうなのかとはちょっとと思いますが、下の項目のところにそういった文言をつけて、あくまでも予想ですよという部分での資料提供ということにつきましては、ご検討させていただいて、できるものはやりたいとは思っております。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 上田博之議員。

◎（上田博之君） ぜひ検討していただいて、実現していただきたいと思えます。よく行政が行う人口シミュレーションなども、後から見れば全然外れていますよね。具体的に言いませんけれども、そういったことで前提をつけて資料をみんなで検討するということ是可以しますので、ぜひ不確定であるという前提はしっかり明記した上で、シミュレーションをして提示していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） ほかに質疑はございませんか。加藤陽子議員。

◎（加藤陽子君） 27ページの企画費の委託料、一般廃棄物処理基本計画の550万円について伺います。基本計画の目標設定のことなんですが、2001年に策定したときは50%を掲げていたと思うんですが、その次の2008年の策定のは30%削減となって、現在の計画でも30%削減となっているわけですがけれども、新炉の、そして焼却炉の大きさも、今回の計画数値で設定されたかと思えます。現在の計画によれば、5年後の目標値が6万2,000 tに対して、昨年の実績、決算のときで7万4,240 tということで、これから5年かけて市民のごみとしても6,000 tほど、また事業系ごみとしても3,600 tほど減らす必要があるかと思えますが、そこで伺うのですけれども、今回の処理基本計画の改定では、どれくらいな目標設定を考えているのか、今段階のところでお聞きしたいと思えます。

◎議長（伊田雅彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 基本的には高座清掃施設組合では、そういったものの具体的な取り組みというのは、受けるほうですから、それぞれの市町村だと思いますけれども、いわゆる家庭ごみについては、各市いわゆる資源化をやって削減

はできるだけやっているといます。海老名市もリサイクル率は高くなっており
ますし、各市も同一歩調でやっているという形で考えています。

しかし、問題は事業系のごみの問題です。これはまちづくりが進めば、当然、
はっきり言って、何もなかったところにショッピングモールができれば、ごみは
出てくるわけです。それをとめるということはできませんから、今後それぞれの
三市の、綾瀬なら綾瀬の事情の中でスマートインターができますし、あるいは座
間は座間で病院ができたり、いろいろな関係も、そのまちづくりというか、土地
利用が始まっています。そういった面では、事業系の推計を今後、やっぱり三市
で廃棄物処理計画の中でしっかりと踏まえながら、そういったものを踏まえた中
で処理計画ができ、あるいは削減の目標ができていくと思います。そういった中
で高座清掃施設組合としてしっかりと、それを把握して、処理をしていくと
いう形でございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君）加藤陽子議員。

◎（加藤陽子君）それでは、まだこれからつくるという段階でありますけれど
も、事業系のほうの目標設定というようなお考えがあたりであればお聞きしたい
と思います。

◎議長（伊田雅彦君）組合長。

◎組合長（内野 優君）ネットさんの議員さんはほとんどそうやって聞かれる
のですけれども、ごみ処理の関係で高座清掃施設組合に目標設定をしても、処理
する能力に限度がありますから、その辺の中で抑えていただきたいというのは各
市にあるんですね。各市でそれぞれの中で削減目標を持って、統一的に高座とし
て、いわゆる平成30何年までにはこのくらい減らそうよという目標数値はちゃん
としっかり持っています。そういった面では、今回の基本計画策定業務の中にお
きまして、各市が今後やっぱりごみについてどう考えていくかということで、
大きな問題ですけれども、家庭ごみはみんな一生懸命やっているんです。事業系
のごみを、増えているところはやっぱりそれなりに指導もしていますし、あるい
は高座清掃施設組合としても、事業系のごみの搬入については値段も上げまし
た。上げれば上げるほど減るかという、処理するところがほかの市に行く可能
性だってあるわけですね。そういった部分を考えますと、それぞれの市のしっか
りとした計画に基づいて、高座清掃施設組合としてもそれを踏まえながら計画を

つくっていくという形でございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君）ほかに質疑はございませんか。志野誠也議員。

◎（志野誠也君）ありがとうございます。私からは3項目ほど質問をさせていただきたいと思います。まず、予算書の27ページ、今質問もございましたけれども、一般廃棄物処理基本計画について、小項目2点ほどお伺いしたいのですが、今回の平成28年度予算の中で、今後の平成28年度と平成29年度でつくっていくということになるかと思いますが、この平成28年度の中での流れとして、この処理基本計画をつくる流れとしてどのような流れを考えておられるのかがお伺いできればと思います。

そしてもう1点、DBO方式での新ごみ焼却施設の事業者選定に伴って、計画内容の一部が事業者側からいろいろ提案があったと思うのですが、その提案内容がこの計画とかぶっているんじゃないかというふうに、私はちょっと感じたところがあったんですが、そのあたり、計画との整合性についてどのように捉えていくのか、お伺いできればと思います。

2点目が、予算書の33ページになります。こちらで先進処理施設における処理業務体験研修ということが書かれております。こちらは今年度の予算からということなのかと思うのですが、この研修で想定している内容と、研修をする予定人数、その部分を教えていただければと思います。

次に35ページ、し尿処理費のうちの施設修繕費のところになります。先ほど来、今年度から直営というお話が出ておりますけれども、今回の予算書を見ると、前年度の予算書に比べてトータルの費用が下がっているというふうに見えるのですが、恐らく人件費が抜けているのかなという気もしたんですが、人件費を含めた場合に、この維持管理費とかというのが、委託をしていた場合に比べてどの程度の金額になっているのか教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

◎議長（伊田雅彦君）参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君）まず、私から一般廃棄物処理基本計画の平成28年度の流れについてご説明させていただきます。この一般廃棄物処理基本計画は、構成市及び当組合における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものであり、廃棄物処理をめぐる今後の社会、経済情勢、

一般廃棄物の発生の見込み、住民の要望などを踏まえた上で策定するものなので、4月以降、構成市と協議を重ね、仕様書などを作成し、9月ごろには契約を締結したいと考えております。

契約後の平成28年度の内容は、基礎調査、ごみ質分析や構成市民、事業者のごみの減量、資源化への日ごろの取り組みや意見などのアンケート調査を実施したいと思います。

小項目の2点目の新ごみ処理施設の提案との整合性につきましては、これは今申しました内容のとおりで、前計画において、これは平成25年3月に策定したもののなのですが、その年間処理量をもとに、平成25年8月に施設整備基本計画書を策定し、施設規模を高効率ごみ発電施設は日量245 t、マテリアルリサイクル施設、粗大ごみ処理施設なのですが、これは日量14 tと、前計画の搬入量等を勘案して、私どもからこの量を決め、この事業者提案として提出したもので、文言は、これを処理できる施設ということは記載がございますが、もともとは我々がこの処理量で計算してくださいというものなので、整合性はとれていると認識しております。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君）施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君）2点目の先進処理施設における処理業務体験研修のことと、し尿処理施設の経費のことについて私からお答えさせていただきます。

先進処理施設における処理業務体験研修でございますけれども、こちらのほうは、新しい施設についてはDBOということで、特別目的会社をつくりまして、そちらの社員が運転管理をするというふうな形になってございますけれども、公共の監視の目が外れてしまいますと、逆にこちらが何をやっているかわからないというようなことになってしまつては困るということで、そういう意味でのモニタリングができるような職員を養成したいという思いがございます。

その中で、今般契約をいたしました三菱重工環境・化学エンジニアリングが請け負って建設してございます千葉県千葉市の工場がございまして、同じストーカー炉でございますので、そちらの実際のプラントの、どのようなプラントで、どういう運転管理、それから維持管理をしているかを見学に行くということと、あとは三菱のほうの講師で座学で、三菱のストーカー炉についての勉強をしたいということで、実際には4名ほど、3泊4日というような形での計上でこの

予算を計上してございます。

し尿処理施設のうちの施設修繕費でございますけれども、し尿処理施設につきましては平成26年度、平成27年度、建設を行った三井造船環境エンジニアリングに施設の瑕疵担保期間ということで、特命で運転管理の委託をしてございました。平成28年度でそれが切れますので、平成28年度からは高座清掃施設組合で直営で運転管理、維持管理をしてまいるのでございますけれども、この中で試算したところ、直営の場合の人件費としては3,570万円ほどかかるのではないかというような試算を行いまして、そうしたときに来年度以降、委託した場合と直営で行った場合を試算したところ、6,550万円前後ということで、直営と委託と、その人件費を入れたところでほとんど変わりが無いというところがありました。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 志野誠也議員。

◎（志野誠也君） ご答弁ありがとうございます。まず、一般廃棄物処理基本計画のところにつきましては、今年度、基礎調査等をして、9月ごろで委託契約というお話でしたので、やっぱり住民要望を積極的に取り入れてやっていくというところが、5年前の改定するときにも行われているようでしたので、今回も同じように住民要望をしっかりと取り入れてやっていただきたいと思います。

また、DBOでの事業者選定に伴っての、事業者側からの提案部分、いろいろあったのかなと思うのですけれども、その部分も含めて整合性はとれているというようなご理解なのかとも理解はいたしました。今回この計画をつくるときの想定が15年先までということになってくるのだらうと思いますので、そのあたり、この整合性の部分を住民要望であったりとか、そういった部分とどう合わせていくのかしっかりとご検討いただきながら進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、先進処理施設における処理業務体験研修のほうですけれども、こちらもDBO方式で運営まで委託をするということだったので、どういったお考えなのかという部分が気になったところではありましたが、たしかモニタリングの知識として必要なものだと思いますので、ぜひとも進めていただきたいと思うのと、この4名というところが、今後のことを考えたときに、また改めて別のところで、また別の機会ではほかの方もとかお考えなのか、それとも今後その

受けた4名の方から、ほかの方々にいろいろとお伝えしていくのかというところもあろうかと思えます。そのあたりはぜひいろいろ検討いただきながら進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

あと、し尿処理費の部分ですけれども、こちらのほうは直営と特命での委託の部分とで変わりがないということでしたので、ぱっと見たときに費用が落ちているように見えていたので、もし全体的に落ちているということであれば、直営でやる分だけ専門性が少し弱くなっているのでは、全体的に何かどこかに問題を抱えている可能性があるのかなとちょっと危惧をしていたところがあります。今回同程度の金額ということですので、恐らく工賃であったり、人件費といいますか、その作業量的な部分でも余り変わりがないのかなというふうなところを理解いたしました。問題ないのかなと理解いたしたところでございます。ありがとうございます。以上で終わります。

◎議長（伊田雅彦君）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（伊田雅彦君）挙手全員であります。よって日程第12 議案第10号 平成28年度高座清掃施設組合一般会計予算は原案のとおり可決することに決しました。

ここで時間が大分超過しましたので、10分程度休憩をとりたいと思います。こ

の時計で16時13分より再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(休憩午後4時3分)

(再開午後4時13分)

◎議長（伊田雅彦君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第8 一般質問を行います。

この一般質問は、3月11日午後5時までに通告のあった4名の議員の発言を許します。

初めに、沖永明久議員の発言を許します。沖永明久議員。

◎（沖永明久君）それでは、ただいまより一般質問を行います。

まず、新ごみ処理施設建設後の職員体制について伺います。現在、高座清掃施設組合では、2019年4月を目途として新ごみ処理施設の建設が進んでおりますが、組合長はこれまで施設更新後の職員体制について、基本的には民間でできるものは民間でやっていただきたいとした上で、行政責任を負うべきところはしっかりと負っていく、役割分担が必要との基本的な考えを示してこられました。一方、今回のストーカー炉の機種選定後は、職員の作業段階での関与は、今後議論の余地が出てくると思うとも述べられております。現在の高座清掃施設組合の職員体制は、全職員83名のうち、施設課職員は62名、その多くが現業職員の方々であり、新炉建設後の職務がどうなるのか不安を抱かれている方々もいらっしゃるのではないのでしょうか。そこでお聞きをするものですが、今後の施設更新後の職員体制について改めて見解を伺いたいと思います。

次に、小学生等の当組合施設の見学について伺います。私自身、一般的には小学生等のごみ処理施設見学は、生きた環境教育として有効であると思っておりますが、昨今では化学物質過敏症の子供も増加しており、ごみピット見学後に気分が悪くなる子供もいると伺い、このことを聞き及んでおります。直ちに化学物質過敏症などと関係づけることはできないかもしれませんが、予防原則からすれば一定の配慮が必要ではないかと思う次第であります。また、現状の施設では見学路は十分に整備をされておられません。よって、施設更新により安全・安心な見学路の整備が行われるまでは、小学生等の施設見学のあり方を見直す必要があるのではないかと思います。見解を伺うものであります。

以上2項目の質問を行いました。明確な答弁を求め、降壇をいたします。

◎議長（伊田雅彦君）組合長の答弁を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優君）沖永明久議員のご質問にお答えいたします。

1 番目の施設更新後の職員体制についてでございます。新ごみ処理施設におきましてはDBO方式を採用し、施設の運営も民間に委託いたします。しかしながら、一般廃棄物処理については最終処分に至るまで市町村の責任が及ぶ業務であるという認識は変わりありません。当組合においても同様に責任があるものと認識しており、民間に任せるだけではなく、その責務を果たせるような人員配置を行ってまいります。

施設更新後につきましては、新ごみ処理施設の監視業務、あるいは新たな都市公園整備などの業務等々、まだございますので、そういった面では職員の配置は可能と考えております。これらの職員体制については、組合内部で平成27年2月より、新施設職域のあり方検討委員会を設置し、検討に入っており、平成29年度中には取りまとめてまいりたいと考えております。

焼却炉の関係でいくと、いわゆる大きなプラントとして考えられたのがストーカー炉と熔融炉だと思っています。そういった面では、いわゆるストーカー炉は、ある程度認識を持っている職員だと、ある程度できる部分があるということも聞いております。それはもうストーカー炉を設置しているところでも明らかでありますので、今回、平成28年度の研修がありますけれども、ああいった研修を行いながら職員のレベルを上げていくという形でございます。

いわゆる施設があるから民間に任せるときに、その職員が要らないから首を切るよというようなことはしません。よって、職員の身分保障については確保してまいりたいと考えております。しかしながら、先ほど出た、し尿処理の問題もそうではありますが、少なからず民間がやることによって効率的であるという部分については、それは追求をしていきたいと思っています。

2 番目は、小学校の施設見学についてでございますけれども、小学校のごみ処理施設の見学は、環境教育としては有効であると考えております。1 点目の見学通路の配慮ですけれども、以前はごみピットも見学をしてございましたけれども、現在ごみピットの見学は行っておりません。これは何といたっても、いわゆる安全面、健康面を考慮したものであります。

2 点目の小学生の見学施設のあり方の見直しであります。今現在、基本的に

は安全衛生に配慮した見学を行っている方向で進んでおりますので、今現在見直す必要、予定はございません。指摘があれば、できるだけ改善はしていきたいと思っています。何といたっても新施設への更新がありますので、新施設の関係では、専用の見学者通路を設置して、来場者が施設見学を楽しんでいただける、あるいは有意義なものになるようなコースにならないといけないと思っています。そういった観点で建設を進めてまいりたいと考えております。1番目と2番目の詳細につきましては、事務局長より答弁します。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君）事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） それでは、1番目の施設更新後の職員体制についての、現時点で具体的な方策として何か決まっているかについてでございますが、組合全体としましては、具体的な配置人員についての決定事項は今のところございません。現段階では、平成31年度に在籍する正規職員が55名で、そのうちの34名が現業職員ということになります。この34名の職員の再配置についての研究が現在の課題となっております。

組合長の答弁にございましたように、新ごみ処理施設への移行の際には、新たに創設される業務がございます。また、当組合の特性としまして、地域還元施設に係る業務への人員配置も必要となっております。さらに、現在のし尿処理施設及び最終処分場の維持管理業務などの職場が残ります。まずは平成31年度における当組合での業務量を考慮し、必要となる人員を把握した上で、適正な人員配置に努めてまいります。また、新施設の職域のあり方検討委員会の答申をもとに、組合長と今後協議をしまして、機会を捉えて組合議会への報告をしてまいりたいと思います。

2番目の小学生の施設見学についての1点目の見学通路への配慮についての詳細でございます。現在の見学通路は第2清掃処理場到着後に、3階の会議室にて施設の紹介ビデオをごらんいただいた後に、2階の中央制御室にて設備の運転状況、ごみの燃焼状況などを見ていただき、4階の廊下にてクレーン動作風景、ごみピット内のごみの堆積状況を見学し、再び3階の会議室へ戻り、質疑応答を行うというルートとして行っておるところでございます。過去にはごみピットの状況を見ていただくため、ごみの搬入ステージも見学ルートとしておりましたが、搬入車両や臭気、また粉塵の問題もございまして、保護具を着用せず見学するこ

とは適切ではないとの考えで、現在は見学ルートから外してございます。

次に2点目の、小学生の施設見学のあり方の見直しについてでございます。施設見学の際には、それぞれの見学グループごとに引率の先生が1人つきます。また、組合職員が1名ついて付添見学を行っておるところでございます。現在の施設では専用の見学者通路が確保されていない状況でもございますので、施設内の階段は、段差が通常より少し高いため、小学生には、階段の上りおりに十分注意するよう声をかけて見学を行っております。

見学者の中には階段の上りおりが困難な児童もおられますので、その場合はエレベーターを使用して移動していただいております。エレベーターで移動する際には、他の児童と同一行動がとれなくなるため、介助の先生のほか職員1人が随行してございます。

小学生の施設見学のあり方については、今までの見学事例や小学校の先生からのご意見等を頂戴しながら今後とも検討してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、新施設では見学者専用通路を設け、見学者のための設備や人的配置を充実させ、環境教育啓発施設として、より多くの見学者にお越しいただけるよう対応してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君）再質問はございますか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君）それでは、ただいまの答弁に対して再質問を行ってまいりたいと思います。

小学生等の施設見学に関しては、私自身、現在はピット内のほうに直接入っていないということを承知しておりませんでしたので、現在そういうコースが変えられているということに関しては評価をするものであります。これは何年か前に施設見学をされた親御さんから、その方は化学物質の過敏症なんですけれども、最近、私にそういったお話をいただきまして、そういった配慮が必要ではないかというご意見をいただきましたので紹介させていただいた次第でございますので、ぜひ現在の対応をしっかり進めていただきたいと思います。

あと、職員体制の問題についてですが、幾つか例示された業務というのが今後必要となってくるということで、現在のし尿処理のこと、あるいは先ほどお話しになった新たな炉の運転に関するモニタリングとか、あるいは解体工事も入っ

てくるでしょうし、あるいは公園というようなことも例示しておられましたけれども、ここで改めてお伺いしたいのは、その例示された業務は、例えば今回4人研修に行かれると思うのですけれども、4人の方が専門的に当たるということになるのでしょうか。それとも、もちろん公務員ですから、人事異動等に関して言えば、職場の中でのローテーションと言いますか、はっきり言えば、これまで炉の運転を担ってこられた方々でありますので、そういった方がいきなり公園業務だとか、あるいは最終処分場のモニタリングだけの業務というわけにはいかないんじゃないかと。

先ほど組合長のほうで、首を切るようなことはしない、身分は保障しますとおっしゃられましたけれども、それは当たり前の話ですよ。公務員の生首を切ることはできない、これはもう当たり前の話ですから、馬から落ちて落馬というような表現になろうかと思えますけれども、その上で、これまで担ってきた方々にどのようにちゃんとした職務と、安心して働けるような職場環境を築いていくのかというのが課題となってくると思えますので、その辺について、今後の業務のあり方、例示されたものについては、どういったものなのか、詳細は今後詰められると思えますけれども、今の段階でどういうお考えか、お聞きをしておきたいと思えます。

◎議長（伊田雅彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 今回のDBOで、いわゆるストーカー炉でどれだけの行政責任を果たせる部分で、人員が何人必要なのか、そういった分析はこれから進んでいきます。そういった部分で、その最小限度の人数が何人いて、余った人間がどれだけいるのかという問題も出てくると思えます。しかしながら、今やれることは、並行してやっていることは、いわゆる新炉における職員のレベルアップを図ろうとしています。今までの流動床炉ではなくて、新しいストーカー炉になるわけですから、そういった認識のもと、それに携わるといことになる仕事をするわけですから、全く仕事をできません、私はここから動きませんという話ではありません。仕事をやっていただくような環境をつくっていく、まずそれが第一だろうと思っています。それとともに、最低限何人必要で、どういう形かというのはやっていきたい。それと、あとは個々の希望があろうと思えます。そういった部分を考えて検討していきたいと思えます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君）再質問ありませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君）時間が余りないので、最後にお伺いしますが、2問目でお聞きしたのは、そういった業務に関して、例えば平成31年度段階で予想される人員の中で一定の配置をローテーションするようなことを考えておられるのかということをお聞きしたのですけれども、そこにお答えいただけますか。

◎議長（伊田雅彦君）次長。

◎次長兼総務課長事務取扱（志村裕之君）まだ平成31年度の具体的な部分は、ちょっと難しい部分はありますけれども、平成30年の秋には、基本的には新炉ができて試運転が始まります。そうすると、今までごみ処理の業務に当たっていた者に、少し時間に余裕ができますので、その間にその人の適性を見るときか、あるいは研修等を積み重ねて分析したいと考えております。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君）以上で沖永明久議員の一般質問を終結します。

次に、加藤陽子議員の発言を許します。加藤陽子議員。

◎（加藤陽子君）座間市の神奈川ネットワーク運動・座間の加藤陽子です。通告に従い一般質問を行います。

2013年3月に改定した一般廃棄物処理基本計画の目標値からしますと、市民のごみもまだまだ削減が必要ですが、減少してきています。一方、事業系のごみは、過去5年を見ても増加しています。この5年間は事業系ごみの割合が17.9%から毎年上がって、昨年度は21%になってきています。一般廃棄物処理基本計画では、5年後の目標値を1万2,000tとしていますけれども、昨年度実績では1万5,628.9tであり、今年度も微増したということでもありますから、これから5年間で3,600tほどの削減に向けて事業系ごみの対策の強化が必要と考えます。

全国的にも事業系の減量、再利用の促進のために、搬入物の検査の徹底や受け入れ基準の強化、搬入手数料の値上げの動きが広がっています。搬入手数料の値上げについてはこれまでも何回か伺ってきましたけれども、一方、国のほうでは食品リサイクル法の見直しの新たな基本方針として、食品の循環資源の促進の観点を踏まえて、一般廃棄物処理の料金を決定することが望ましいというような一文も盛り込まれたということでもありますけれども、今回のこれまでの経過として、高座では値上げはしないということでしたので、今回は搬入物検査について

伺います。

先日、1時間ほどお邪魔させていただきまして、事業系の搬入物検査を見学させていただきました。その間に4人の職員の方のうち3人で大体5～6台の検査を行いました。検査を導入して6年ということで、当初に比べれば缶の混入が大変少なくなったということなのですが、その状況を見ていますと、パッカー車からベルトコンベヤーに落ちるのはほとんど45Lほどの大きなビニール袋に入ったままがどんどん落ちていきまして、そしてベルトコンベヤーというのは車幅の2mちょっとの幅で、その両端に1人ずつ立っている職員の方が棒で少し穴をあけるというようなことをしていました。

そして、ベルトコンベヤーの長さが3mから4mということでしたので、袋も重なって流れる中で、1台分で3つの袋か、せいぜい4つの袋に穴をあけるという程度のものかなと思いました。

そして、検査の頻度を伺いますと、通常午前中に10台、午後に10台ぐらい行うということだったので、全体から言えば大体4分の1ぐらいの検査の実施ということをお聞きしました。職員の方はこれだけの仕事ではなくて、粗大ごみの破碎等の仕事もあって、人が足りないときは検査ができないで見ているだけということもお聞きしました。

そうしたことからお聞きするのですが、他市では専任の人員配置をして搬入物の検査を強化しているというところもあります。そして、効果を上げるために専任者が必要とも考えますけれども、そのこのところの見解を伺います。

そして次に、搬入物の検査基準についても伺っていきます。ベルトコンベヤーを見ますと、袋詰めから外れているきれいなダンボールとかミックスペーパーなども見えまして、また袋の中には産業廃棄物という分類になると思うんですけども、大量にボトル型の空き容器があったりとか、大量に未使用のプラスチックの容器と言うのですか、食器が入った袋があったり、また発泡スチロールの袋があったり、また、まわってくる場所によってなんでしょうけれども、シュレッダーの袋もたくさん見ました。ですけれども、高座では検査物が缶や瓶や不燃物のみなのでということで、検査されている方は缶を取り出してチェックしていらっしゃいました。

この缶や瓶というのは、高座がもともと流動床炉の故障を防止するということ

を目的として検査機を導入したということなので、そういう限定された品目だなということを知ったんですが、その基準としては、Aが不適物がない、Bは缶、瓶が10本までで、Cだと缶、瓶が30本以上入っているもの、また不燃の鉄などのものが1kg以上入っているもの、そしてDだとCより悪くて、Cが続いているもので持ち帰ってもらうということでした。そして、今は本当に大分よくなって、今年度はCの車がなくなったということで、ある程度の一定の成果が上がっているということを知りました。

しかしながら、他市の状況を見ますと、例えば今年度基準を見直した立川市は、検査物としてペットボトルや紙類やプラスチックや有害ごみも項目となっていて、そのBランクですと、ペットボトルが4個だったのが、この改定で2個になって、あるいは飲料系の缶や瓶は2個だったのが、今度1個になったとか、あと紙においては紙と段ボールが1束という規定だったのを、今度段ボールは1枚まで、シュレッダーであればレジ袋が2分の1袋までに、雑誌や紙であれば厚さが2cm程度までにというように基準が厳しくなっています。また、ところによっては資源物や産廃のそうしたプラスチック類などが入ると搬入はだめですよという搬入禁止をしているところも増えてきたということを知っています。こうした他市においては、事業系のごみの削減を目的として実施しているようです。

こうしたことから伺うのは、高座においても事業系ごみの削減の視点で基準をもう少し厳しくする必要があるのかなと考えますけれども、その見解を伺います。

最後に、これから新しい焼却炉が建てられるわけですが、そこにおける搬入物の検査について、検査はどこが担うのか、また人員体制はどうなのか、また基準がどうなるか、その辺のところを伺います。以上で終わります。

◎議長（伊田雅彦君） 組合長の答弁を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優君） 加藤陽子議員のご質問にお答えいたします。

事業系ごみの搬入物検査についてでございますが、当組合に可燃物として搬入されるごみの中に焼却不適物が混入し、焼却炉の連続運転がしばしば中断された状況がありました。このことから平成21年度末から搬入物検査機を導入し、作業能力を向上させ、警察OBの採用を含めた人員配置も充実させるなど、搬入物検

査体制を強化し取り組んでまいりました。その結果、ある程度焼却不適物が原因の焼却炉の緊急停止が減少しており、効果が上がっていると考えております。なお、詳細につきましては事務局長から答弁いたします。

◎議長（伊田雅彦君）事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） それでは、加藤陽子議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。事業系ごみの搬入物検査の詳細につきましてお答えをいたします。

1点目の人員配置についてでございますが、警察OBを2名採用いたしてございまして、検査員5名体制で検査機による検査及び投入監視を行っておるところでございます。

2点目の検査基準についてでございますが、先ほど加藤議員も申されたとおり、A、B、C、Dの4段階に区分して行っております。A基準については特に問題がなく、適正な搬入状況である場合でございます。B基準につきましては、搬入ごみの中に缶、瓶等の資源化可能物が少量混入している場合など軽微な違反が見られる場合となっております。C基準につきましては、資源化可能物が缶、瓶合わせて30本以上または重量にして1kg以上と多量に混入している場合、また2回連続で評価Bとなった場合及び処理場が定める安全基準に従わない場合などがC基準となっております。D基準については、資源化可能物が多量に混入しているC基準の状態がたび重なる場合、構成市以外のごみが混入している場合、搬入物検査に協力しない場合及び改善指導に従わない場合などがD基準となっております。

不適物の搬入があった場合には、搬入を行った車両の運転手に説明を行い、ごみを持ち帰らせております。また、評価がC基準、D基準になった場合は、当該車両を運用しています搬入事業者に対して注意文書を送付するとともに、当該搬入事業者収集運搬業の許可を出してございます構成市の担当課にも文書を送付させていただいて、事業者に対する指導を依頼してございます。

その中で、事業系ごみの減量という観点から搬入物検査を行っている自治体もあるが、高座では検査によりごみ搬入量削減を図る意思があるかといったご質問でございますが、当初の目的でございます安定燃焼に支障がある不燃物混入防止という効果は十分上がってきておりますので、今後の検討課題としましては、資

源物等の適正分別、事業系ごみの減量化につなげていかれるような検査方法につきましても、構成三市と協議しながら検討をしていきたいとは考えております。

続きまして3点目の新焼却炉での搬入物検査についてでございますが、新施設の稼働を行うSPCが現在と同様、搬入物検査機を導入して検査を行うこととなっております。具体的な検査実施方法等詳細につきましては、今後協議を行っていくところでございます。なお、検査結果に基づく搬入事業者への指導や構成市への報告に関する業務については、引き続き高座清掃施設組合が主体となって責任を持って行っていく予定でございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君）再質問はございますか。加藤陽子議員。

◎（加藤陽子君）ありがとうございました。人員のことですが、警察OBの方がいらして、職員の方が4人、5人ということで、確かにその方はいらしたのですが、OBの方は入り口のところで運転手さんと話をしたり誘導をしたりということで、実際にそのベルトコンベヤーの3～4mのところに、私も上がらせていただきましたが、上がってやるのは、せいぜい3人上がれるかなというところなので、また、ほかの業務があるとできないということであれば、先ほど組合長さんから、事業系のごみがやはり課題だということであれば、やはり検討をすべきじゃないかなと考えますので、検討していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうかということと、基準については、これから一定程度成果が出たところで次の段階ということで、さらなる検討をされるというお話を聞きましたので、実際のところ焼却炉が新しくなっても、事業者は同じ方が入ってくるわけですから、やはりきちっと基準をある程度レベルアップしたもので、次の新炉においても減少に向けて、削減に向けて事業者の方が努力していく方向をぜひ検討していただきたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君）事務局長。

◎事務局長（清水孝之君）人員配置の増員ということかと思えます。検討をお願いしたいということでございます。実際、今現在、職員の募集は平成31年以降、DBO方式で指定管理になりますので、職員の増員は行っておりません。また、臨時職員の採用という部分につきましても、順次臨時職員を募集しておるのですが、なかなか応募がございません。そういった現状の中で搬入物検査については極力5名体制でやっておるところでございます。ですので、増えればそれは

それにこしたことはないのですが、なかなか現状の中では難しいということでございます。

◎議長（伊田雅彦君）以上で加藤陽子議員の一般質問を終結します。

次に、佐々木弘議員の発言を許します。佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君）通告、高座清掃施設組合敷地内の土壌対策についてに基づき3点質問したいと思います。

まず第1点目、こちらの新ごみ処理施設整備・運営事業設計・建設工事に当たりまして、本年に入ってからですけれども、汚染土壌が見つかったということで、既にその処分工事が済んだと聞き及んでいるところです。こういった汚染土壌が出てくるかどうかという点に関しては、通常、施設等の特性上、一般的に想定されるものなのか、あるいは余り想定されないような、いわば特異な事象だったのか。また、事前に調査等をして汚染土壌があるのではないかとすることはわからなかったのかどうか、まず1点伺いたいと思います。

次に2点目で、今回の事態に関して、特に近隣地元住民の皆さんへの周知また説明はどのように行われたか、その中で、そういった皆さんからの理解は得られたのか、また、意見や意向等何か特徴的なものが出たのであれば、どういったものが出たのか伺いたいと思います。

最後3点目として、汚染土壌は既に搬出されたということですが、この搬出された土壌の処理はその後どうなったか、組合として把握しているのかどうか、処理の状況について伺いたいと思います。以上3点、この場からの質問とします。

◎議長（伊田雅彦君）組合長の答弁を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優君）佐々木弘議員のご質問にお答えいたします。

高座清掃施設組合内の土壌対策についてでございます。新ごみ処理施設の建設に伴い、敷地内での区画形状の変更が必要であるため、土壌汚染対策法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき土壌調査を実施いたしました。調査は平成24年度から平成26年度にかけて行い、一部の土地から基準値を超過する特定有害物質が検出されました。この対応につきましては新ごみ処理施設建設工事の中で汚染土壌対策工事を実施し、本年2月には完了したところでございます。経過及び対応の詳細につきましては事務局長から説明をさせます。

◎議長（伊田雅彦君）事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） 汚染土壌撤去の経過と対応についてでございます。当初予定しておりましたごみ処理施設用地につきまして平成24年度に土壌調査を行いました。特定有害物質及びダイオキシン類の全ての項目において基準値以下でございました。

しかし、緑地率の確保、プラザ機能の設置、歩道の拡幅などによりまして事業用地が広がることとなり、その拡張部分について平成25年度から平成26年度にかけて土壌調査を行ったところでございます。調査箇所の一部に六価クロムとフッ素が溶出基準値を超過しており、また鉛においては含有量基準値を超過している場所がございました。そのため、本年2月に新ごみ処理施設建設工事において汚染土壌対策工事を実施し、基準値を超過した全ての土壌の撤去処分を完了といたしましたところでございます。

地元住民への周知内容の部分についてでございますが、こちらのほうは、発見された時点ですぐに地元住民にご報告をさせていただき、撤去を行うという対策工事等の部分につきましてもご説明をさせていただき、完了の時点では、またその完了経過の部分もあわせてご報告をさせていただいたところでございます。

次に処理の方法につきましてですが、土壌汚染が確認されなくなった深さまで掘削除去をしております。最も深いところでは地表より1mの深さまで汚染が確認されましたので、さらに1m掘削して、深さ2mまで土壌を除去いたしました。また、掘削の範囲でございますが、汚染土壌が確認された部分より周囲30cm広げて掘削の除去をしております。掘削除去した土壌につきましては、汚染土壌処理業の許可業者にて、ふるいや分級により土壌の粒を同じ大きさに分けて振り分け、異物の除去を行い、その後浄化、洗浄処理を行いまして、路盤材等に再利用をしているということでございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 再質問はございますか。佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） では、時間の許す限り再質問したいと思います。1点目と3点目について聞きたいと思うのですけれども、対応のほうは、あと事前の調査の件に関してはわかりました。それで今後のことなんですけれども、今後工事を実際に広げていくというのでしょうか、実施していく中で、例えばもっと深く掘っていく中で、同じように汚染土壌が出てくるといったことはあり得るのかどうか。また、あった場合は、当然対応するとは思いますが、どういった考え

を持っているのか。

それと、最後3点目のほうに関してなんですけれども、既に今、処理は専門業者に渡ったということなんですけれども、もちろん専門業者とか、あと工事を請け負っている企業の責任でやるというのが当然なんですけれども、ただ、その後の処理が適正に行われているかどうかに関しては、最後の最後まで、やはり組合の事業ですので、そういった点、もし万一不正があったりとかというときは、組合にも、そして我々議会にも責任が出てくると思うのですけれども、そういった点で最後の最後まできちんと処理が法にのっとってやられていると、そこまでチェックしているかどうか、その点はいかがでしょうか。

◎議長（伊田雅彦君）参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君）この平成24年度から平成26年度にかけて調査した内容は、今後深くなった場合の対応としてですが、ある程度の位置まで、また範囲も全部調べていますので、この事業用地から出るということは想定されません。

2点目のこの許可業者については、神奈川県への報告、さらには最終的には完了時で全てチェックすることになっております。これにつきましては浄化処理をして、六価クロムなどの基準値を超過した土壌が、通常に使える土になるまで処理しないと、これが処理済みとはなりませんので、本日の1週間程度前に神奈川県に報告書を受領していただきまして、今の現状でいきますと、ホームページに載っている土地の指定を解除される状況を待っているところでございます。一応経路についても確認しております。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君）以上で佐々木弘議員の一般質問を終結します。ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君）ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間を延長することにいたします。引き続き一般質問を行います。

次に、志野誠也議員の発言を許します。志野誠也議員。

◎（志野誠也君）海老名市議会選出、真志会の志野誠也です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

早速ではございますが、私からは大項目1点について質問をさせていただきます。新ごみ処理施設整備・運営事業設計・建設工事の現状についてです。既に施工業者と監理業者の選定も終わり、設計や地盤改良等の工事に着手されております。そこで小さな1点目として、まずはスケジュールどおりに進んでいるのかについて伺いをいたします。

続いて小さな2点目です。設計は仕様書の要求水準に合わせて進められていると思います。発注段階では仕様や要求水準で決めていない部分も、発注後は当然設計が行われることになると思います。今後、施工業者が設計の中で当初の仕様や要求水準に入っていない部分を理由として、事業予算の増額が行われる可能性は考えられるのか、また、事業予算の増額が行われる場合として考えられるものは何があるのかについて伺います。

以上、小項目2点になります。組合長におかれましては明快なるご答弁を賜れますようお願い申し上げます、この場での質問といたします。よろしく願いいたします。

◎議長（伊田雅彦君）組合長の答弁を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優君）志野誠也議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の工事スケジュールでございますけれども、平成27年末から施設の建設工事に着手しております。汚染土壌処分の工事は平成28年2月に完了し、現在は敷地外周に設置する擁壁の沈下対策として地盤改良工事を施工しております。平成28年度は引き続き地盤改良工事を行うほか、擁壁躯体工事や建築物の基礎工事及び鉄骨工事などを行います。平成29年度からはロット機械設備工事に着手し、平成30年度中に工事が完了し、平成31年度には供用開始ができる工程で進んでおります。順調に今進んでいるという形でございます。

2点目の事業予算の増額の可能性でありますけれども、基本的には増額はありません。要求水準書には明記されていない事項であっても、施設の目的達成のために必要な設備、また工事の性質上当然必要と思われるもの等については、記載の有無にかかわらず事業者の責任において全て完備しなければならないということになっております。ただし、増額が予想される可能性としては、期間中に国内において急激な資材や人件費の高騰があった場合や、自然災害によるものなどが考えられると思います。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君）再質問はございますか。志野誠也議員。

◎（志野誠也君）丁寧なご答弁ありがとうございました。それでは再質問のほうをさせていただきます。まず小さな1点目についてでございますけれども、今回のDBO方式では、施工業者が設計施工から将来の運営まで行うことになり、設計や施工に対して施工監理として監理業者が入って進められると思います。一般に監理会社と施工業者とのやりとりは、スケジュールを遅れさせやすく、またスケジュールの遅れは現場の厳しさを増加させて、結果として横浜市で起きたマンション傾斜問題のようなことを引き起こさないとも言えません。発注元として十分に注意しながら進めていただきたいと思いますが、ご所見をお伺いできればと思います。

続いて小さな2点目についてですが、本事業の公募に当たっては要求水準事項の履行を求めています。繰り返しになりますが、全ての設計項目に対しては当然定めていないと思います。先ほど組合長のご答弁の中にもありました、その項目に定められていなくても、当然それを全て予算の中でやるものだというご答弁もいただいておりますけれども、監理会社からすると、その定められていない項目への要求や、要求水準以上の性能などを求めがちだと思います。また、施工業者側も、そのような状況下でも利益を出そうとしたいと思います。そうなりますと、下請業者などに費用圧縮のお願いなどの影響が出かねないのかなというふうな懸念をしております。

そこで、発注元として必要以上の仕様にならないとか、全体のバランスを見て調整するとか、そのあたり注意していただきたいと思うのですが、そのあたりをいかがお考えかお伺いいたします。以上2点、よろしくお願いたします。

◎議長（伊田雅彦君）事務局長。

◎事務局長（清水孝之君）再質問の1点目についてでございます。施工監理につきましては建設工事の監督員業務を委託業者でございますパシフィックコンサルタンツと共同監理してございます。公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、施工契約や工事の工程進捗の管理に努めておるところでございます。平成27年度分の出来高につきましても、遅れのほうはございませんが、今後も発注者として安全性や品質管理などについては十分注意を払っていきたいと思っております。

再質問の2点目についてでございます。設計施工一括発注であるため、性能などにつきましては事業者より提案書を提出させまして、施設整備検討委員会などの審査を経て落札という形になってございます。その提案を満たしているかの確認は私どもでいたしますが、それ以上の性能を求めるといことはございません。また、建設業法では、建設工事標準下請契約約款などに準拠した内容を持つ契約書によって適正な工期、工程及び価格の設定を含む契約を、建設工事着工前までに締結することとなっております。工事内容に変更が生じた場合も同様に、元請と下請双方の協議・合意により変更契約をすることとなっておりますのでございます。

議員さんの趣旨としましては、要求水準以上に性能を求めた場合など、適切な契約手続に基づかず、合意がないまま、元請業者が一方的に諸費用を下請のほうの負担金から差し引く行為などを心配されているのではないかなと思うところがございますが、当組合では元請業者と下請業者に契約書の提出を求めておりますので、変更が生じた場合についても契約書に基づき適切に行っているものと考えているところでございます。今後も適切な助言を実施しまして、下請契約及び下請代金支払いの適正化を徹底することに努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君）再質問はございますか。志野誠也議員。

◎（志野誠也君）ありがとうございます。まずスケジュールのほうに関しましては、ぜひ今後もスケジュールに十分注意しながら進めていただくことを改めて要望させていただきます。

また小項目2点目のほうですが、ちょっと趣旨がずれていたのかというふうに思います。すみません。言いたかったのは、こういう現場に入ったときに、どうしてもピラミッドができるというのでしょうか、発注元があって、その後に監理といいますかがあって、今度施工が入るといような、どうしても一旦施工と監理で見たときには監理側が強くなりがちであって、そういったところの、上下関係があるとまでは申しませんが、やはりその強さというところが影響を与えてくる可能性があるのではないかと。その中に下請も入ってくると考えると、今回、設計と施工をDBO方式で一括発注しました。それとは別に、発注元である組合に対して技術助言という形と施工監理という形でパシフィックコンサルタ

ンツのコンサルタンツの監理会社が入っています。その監理会社さんからすると、設計も委託をしていない状況下で技術的な指導という形で施工会社とのやりとりが入ってくるということになってくると、下請、元請のところの関係とまでは言わないにしても、その監理会社さんと施工業者さんの間にもそういう関係ができかねないのかなというところを危惧している部分もございます。そういう関係ができてしまった場合に、今度そこから下請のほうに影響が波及する可能性もあるんじゃないかというところがちょっと心配な部分でありまして、そのあたり、どうしても監理会社さんから要求水準に定められていない部分も含めて、全体として見たときには、定めていないところで入札がかかって、出てきた金額に対していろいろあると思うのですが、監理会社からすると、それが全体として上がっていくような方向にしがちなんじゃないかというふうに見えるところがあるんですね。その費用、その部分を全体として、要求水準に入っていないくて下げるところは下げる、やるべきところは上げる、全体としての調整として、この事業としての費用は総額これで何とか進めてくださいねという調整は、発注元である組合でしかできないんじゃないのかと思いますので、そのあたりを、できれば調整といいますか、気を使って進めていただければというふうなところがあるんですが、そのあたり、念のためもう1度お伺いいたします。そのあたりの調整を含めてご検討いただけないでしょうか。よろしく申し上げます。

◎議長（伊田雅彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） 議員さんが言われたことに対しては、私どもも先ほど説明したとおり、監督員業務については共同監理しておりますので、その中で注意、指導、こちら辺は心がけて今後もやっていきたいと思えます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 以上で志野誠也議員の一般質問を終結します。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして会議を閉会いたします。議員の皆様には大変ご苦労さまでした。

（午後5時5分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成28年 3 月30日

高座清掃施設組合議会議長 伊 田 雅 彦

高座清掃施設組合議会署名議員 橘 川 佳 彦

高座清掃施設組合議会署名議員 福 地 茂